

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6－1－3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値	当 該 地 域
I	70 デシベル 以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域（以下「用途地域」という。）の定めのある地域については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域、用途地域の定めのない地域については、主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち、用途地域の定めのある地域については、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域、用途地域の定めのない地域については、主として商工業の用に供される地域

（注） 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。

- （1） トンネル区間（ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。）
- （2） 河川区域
- （3） 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域

表 6－2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注）（区域の区分） a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
（時間の区分）一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6－3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

（注）（区域の区分）第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。）
第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。）
第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。（都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域）
第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。（都市計画法に基づく工業地域。）
（時間の区分）朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
（そ の 他）第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 6－4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	騒 音 の 大 き さ	夜間または 深夜作業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 ま で	第1号区域 1日につき 10時 間	同 一 場 所 に お い て 連 続 的 6 日 間	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機またはくい 打機をアースオーガー と併用する作業を除 く。
② びょう打機 を使用する 作業						
③ さく岩機を 使用する作 業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ 空気圧縮機 を使用する 作業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
⑤ コンクリー トプラント またはアス ファルトプ ラントを設 けて行う作 業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ アルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行う 作業を除く。)
⑥ バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに 限る。
⑦ トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに 限る。
⑧ ブルドーザ ーを使用す る作業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表 6－5 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6－6 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午後 1 1 時から翌日午前 0 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものおよび祭礼その他地域の慣習となっている行事における営業を除く。）」、「ボーリング場営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」。
- 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6－7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
(時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
(その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6－8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

表 6－9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜間または 深夜作業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打くい 抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除き、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

表6-10 自動車交通騒音の測定結果(平成25年度)

No.	評価路線名	評価区間始点～終点	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 (等価騒音レベル)		車線数	評価区間距離 (km)	住居戸数 (戸)	環境基準達成戸数 [戸]			環境基準達成率 [%]		
					昼 (dB)	夜 (dB)				昼間・夜間とも達成	昼間について達成	夜間について達成	昼間・夜間とも達成	昼間について達成	夜間について達成
1	北陸自動車道	坂井市丸岡町川上～小黒	坂井市丸岡町与河	H25. 11. 13	57	56	4	4	27	27	27	27	100.0	100.0	100.0
2	一般国道8号	福井市新保町～和田	福井市米松	H25. 10. 1	72	70	4	4.4	481	373	457	373	77.5	95.0	77.5
3	一般国道8号	鯖江市御幸町2丁目～柳町4丁目	鯖江市水落町	H25. 10. 30	71	70	4	3.5	120	98	117	98	81.7	97.5	81.7
4	一般国道27号	小浜市岡津～鯉川	小浜市鯉川	H25. 10. 8	68	65	2	1.6	6	5	6	5	83.3	100.0	83.3
5	一般国道27号	高浜町宮崎～畑	高浜町宮崎	H25. 10. 17	68	67	2	0.9	74	71	74	71	95.9	100.0	95.9
6	一般国道27号	高浜町畑～鐘寄	高浜町鐘寄	H25. 10. 17	71	69	2	0.9	16	7	16	7	43.8	100.0	43.8
7	一般国道157号	勝山市猪野～平泉寺町大渡	勝山市平泉寺町岡横江	H25. 10. 29	69	62	4	2.3	15	15	15	15	100.0	100.0	100.0
8	一般国道158号	福井市和田2丁目～稲津町	福井市和田東	H25. 10. 1	70	64	4	2.8	171	171	171	171	100.0	100.0	100.0
9	一般国道416号	吉田郡永平寺町松岡室～松岡春日	吉田郡永平寺町松岡室	H25. 10. 17	71	64	2	1.5	184	143	143	183	77.7	77.7	99.5
10	一般国道417号	桜町2丁目～三六町2丁目	鯖江市北野町	H25. 10. 17	66	60	2	3.3	277	277	277	277	100.0	100.0	100.0
11	県道福井金津線	あわら市大溝二丁目～花乃杜一丁目	あわら市花乃杜	H25. 9. 24	65	58	2	1.1	63	63	63	63	100.0	100.0	100.0
12	福井停車場米松線	福井市大手2丁目～宝永2丁目	福井市宝永	H25. 9. 24	63	56	4	1.1	323	323	323	323	100.0	100.0	100.0
13	福井停車場米松線	宝永2丁目～志比口2丁目	福井市宝永	H25. 9. 24	64	57	4	1.3	337	337	337	337	100.0	100.0	100.0
14	福井停車場米松線	志比口2丁目～米松2丁目	福井市準用区間	—	—	—	2	0.4	93	93	93	93	100.0	100.0	100.0
15	松島若葉線	敦賀市松原町～若葉町	敦賀市木崎	H25. 10. 1	68	61	4	2.2	356	356	356	356	100.0	100.0	100.0
16	三尾野別所線	三尾野町～花堂南2丁目	福井市花堂南	H25. 9. 24	69	63	2	6.2	275	271	271	274	98.5	98.5	99.6
17	三尾野別所線	花堂南1丁目～別所町	福井市準用区間	—	—	—	4	1.3	72	68	68	71	94.4	94.4	98.6
18	県道鯖江清水線	神中町2丁目～神明町3丁目	鯖江市神中町	H25. 10. 22	58	50	2	1	117	117	117	117	100.0	100.0	100.0
19	県道小曽原武生線	蓬萊町～村国二丁目	越前市村国	H25. 12. 5	66	60	2	1.7	353	353	353	353	100.0	100.0	100.0
評価範囲全体		19路線19区間		合計				41.5	3360	3168	3284	3214	94.3%	97.7%	95.7%

表 6-11 特定施設届出状況（騒音規制法）

(平成26年3月31日現在)

施設種類	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	7 項	8 項	9 項	10 項	11 項	合 計
	金属加工機械	空気圧縮機 ・送風機	土石用破砕機 ・ふるい等	織 機	建設用資材 製造機械	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	
市町名	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数	工場敷施設数
福井市	75	214	5	226	4	75	1	89	9	2	682
敦賀市	24	90	0	1	3	15	1	14	1	0	92
小浜市	3	126	0	0	0	8	0	9	0	2	30
大野市	1	1	0	10	0	26	0	5	0	0	45
勝山市	0	32	3	85	0	6	0	3	2	0	119
鯖江市	22	148	1	145	4	10	0	8	5	1	231
あわら市	3	54	0	33	0	3	1	2	0	0	52
越前市	67	259	2	116	6	38	24	41	7	0	321
坂井市	5	15	0	437	2	12	0	6	1	22	470
永平寺町	2	7	0	46	0	2	0	4	0	0	64
美浜町	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4
高浜町	1	3	2	0	1	0	0	0	0	0	10
合 計	203	949	13	1,099	20	198	27	161	25	3	2,120
				31,194	25	516	44	584	253	14	35,858

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6-12 特定建設作業届出状況（騒音規制法）

(平成25年度)

施設種類	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	合計
市町名	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	
福井市	5	0	42	1	0	3	0	0	51
敦賀市	1	0	6	0	0	0	0	0	7
小浜市	0	0	4	0	0	2	0	0	6
勝山市	0	0	2	0	0	2	0	0	4
鯖江市	0	0	4	0	0	3	0	0	7
あわら市	0	0	0	0	0	5	0	0	5
越前市	0	0	7	0	0	1	0	0	8
坂井市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
永平寺町	1	0	2	0	0	3	0	1	7
美浜町	0	0	1	0	0	0	0	0	1
高浜町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	8	0	68	1	0	20	0	1	98

(資料：環境政策課)

表6-15 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-16 福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数 18
------	---------

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6-17 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚（生後2月未満のものを除く。）または鶏（生後30日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあっては10頭以上、豚にあっては50頭（繁殖豚にあっては5頭）以上、鶏にあっては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であって次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設（原料貯蔵室および化製室を含む。） ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表 6-18 悪臭に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）

（平成26年3月31日現在）

平成26年6月30日現在

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福 井 市	17	66	3	5	0	0	0	0	20	71
敦 賀 市	22	41	0	0	0	0	0	0	22	41
大 野 市	5	15	0	0	0	0	0	0	5	15
勝 山 市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖 江 市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	5	11	0	0	0	0	0	0	5	11
越 前 市	12	26	1	1	0	0	0	0	13	27
坂 井 市	28	118	0	0	0	0	0	0	28	118
池 田 町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
越 前 町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美 浜 町	5	6	0	0	0	0	0	0	5	6
おおい町	1	4	0	0	0	0	0	0	1	4
若 狭 町	7	16	0	0	0	0	0	0	7	16
合 計	115	338	5	7	0	0	0	0	120	345

（資料：環境政策課）